国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成 30 年 3 月 7 日
東北地方整備局
東北運輸局

「青森県踏切道改良協議会合同会議」を開催します

～地域の実情に応じた踏切道対策を検討～

国土交通省では、改正踏切道改良促進法に基づき、全国８２４箇所（東北管内２７箇所）の指定を行っております。

今回、青森県内の法指定踏切である中道踏切、河原道踏切、伊勢村踏切及び泊街道踏切において、地方踏切道改良協議会を「青森県踏切道改良協議会合同会議」として開催し、改良計画等について協議しますのでお知らせします。

地方踏切道改良協議会は、道路管理者、鉄道事業者及び広域的な観点・専門的な知見を有する行政機関、地域の関係者等によって組織され、地域の実情に応じた踏切道対策の検討等、地方踏切道改良計画の作成及び実施等に関し必要な協議を行い、指定された踏切道の対策促進を図るものです。

今後、他の指定踏切道についても地方踏切道改良協議会の開催に向けた準備を進めて参ります。

記

○日　　時：平成３０年３月９日（金）１３時３０分～１４時３０分（予定）
○場　　所：アピオあおもり　２Ｆ　大研修室（１）
　　青森市中央３丁目１７－１
○議事内容：中道踏切、河原道踏切について（八戸市）
　　伊勢村踏切について（つがる市）
　　泊街道踏切について（横浜町）
○取材について
　合同会議は傍聴可能です。ただし、カメラ撮りは冒頭挨拶までとします。
　発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会
　　青森県政記者会

〈問い合わせ先〉青森県踏切道改良協議会合同会議 事務局
【全般、道路に関するもの】
国土交通省東北地方整備局道路部
地域道路課 課長補佐 石渡
022-225-2031（地域道路課 直通）
【鉄道に関するもの】
国土交通省東北運輸局鉄道部
技術課 課長補佐　及川、係長　井龍
022-791-7528（技術課 直通）

地方踏切道改良協議会

○地方踏切道改良協議会は、道路管理者、鉄道事業者及び広域的な観点・専門的な知見を有する行政機関、地域の関係者等によって組織され、地域の実情に応じた踏切道対策の検討等、地方踏切道改良計画の作成及び実施等に関し必要な協議を行うものです。

法指定
H29.1.27
▼H30.1.19

協議会開催
H30.3.9（今回）

協議会開催

踏切道改良計画の作成

対策の実施

協議の過程を公表

改良計画の公表

進捗の公表

青森県踏切道改良協議会 合同会議

■協議会の構成

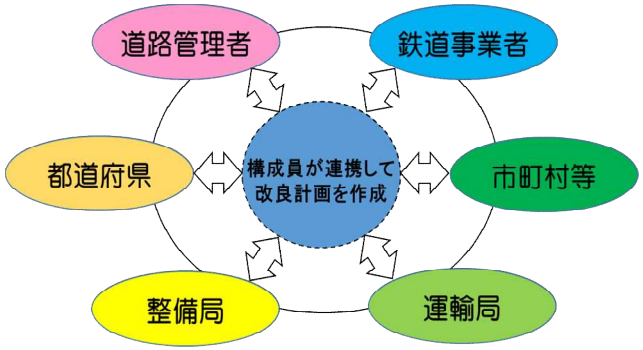



泊街道踏切

【中道踏切道改良協議会　構成員】

・青森県（道路管理者）
・東日本旅客鉄道株式会社（鉄道事業者）
・青森県（所在地県）、東北地方整備局、東北運輸局、八戸警察署、八戸市教育委員会

【河原道踏切道改良協議会　構成員】

・八戸市（道路管理者）
・青森県、青い森鉄道株式会社（鉄道事業者）
・青森県（所在地県）、東北地方整備局、東北運輸局、八戸警察署、八戸市教育委員会

【伊勢村踏切道改良協議会　構成員】

・つがる市（道路管理者）
・東日本旅客鉄道株式会社（鉄道事業者）
・青森県（所在地県）、東北地方整備局、東北運輸局、つがる警察署、つがる市教育委員会

【泊街道踏切道改良協議会　構成員】

・横浜町（道路管理者）
・東日本旅客鉄道株式会社（鉄道事業者）
・青森県（所在地県）、東北地方整備局、東北運輸局、野辺地警察署、横浜町教育委員会


中道踏切（青森県八戸市） 位置図
陸奥白浜駅
種差海岸
ヘソイシ
赤コウ
市立種差小学校
【踏切道位置】
道路名：主要地方道　八戸階上線
鉄道名：八戸線
※通学路要対策踏切
棚久保
種差海岸駅
この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の電子地図（タイル）を複製したものである【承認番号平29東複第33号】

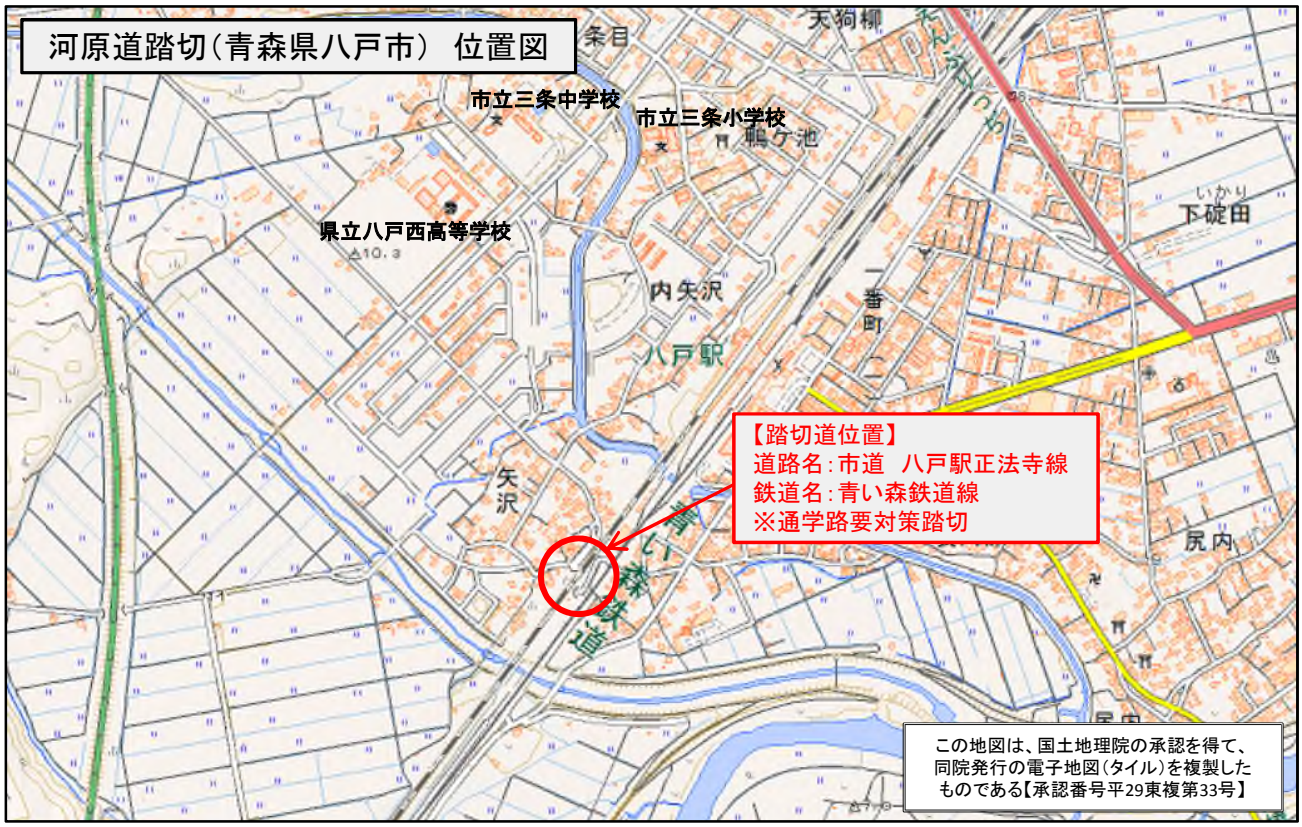
河原道踏切（青森県八戸市） 位置図
市立三条中学校
市立三条小学校
鴨ケ池
県立八戸西高等学校
内矢沢
八戸駅
矢沢
【踏切道位置】
道路名：市道　八戸駅正法寺線
鉄道名：青い森鉄道線
※通学路要対策踏切
下碇田
尻内
この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の電子地図（タイル）を複製したものである【承認番号平29東複第33号】

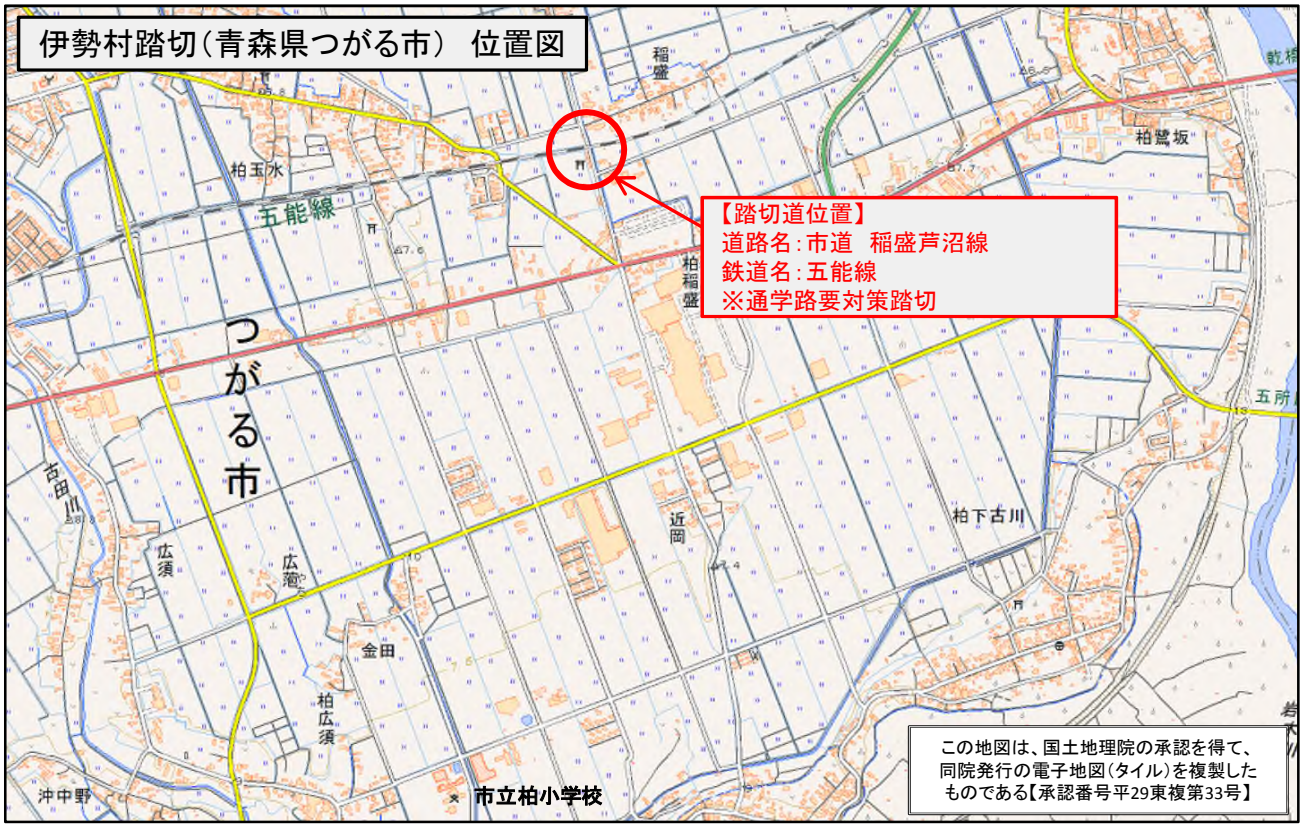
伊勢村踏切（青森県つがる市） 位置図
【踏切道位置】
道路名：市道　稲盛芦沼線
鉄道名：五能線
※通学路要対策踏切
五能線
つがる市
柏玉水
稲盛
柏稲盛
柏鷲坂
柏下古川
近岡
金田
柏広須
広須
広萢
古田川
沖中野
市立柏小学校
この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の電子地図（タイル）を複製したものである【承認番号平29東複第33号】


泊街道踏切（青森県上北郡横浜町） 位置図
【踏切道位置】
道路名：町道　新町旭町線
鉄道名：大湊線
※通学路要対策踏切
椛名木
舘町
陸奥横浜駅
町立横浜小学校
旭町
大町
寺下
横浜町役場
道の駅
新丁
三保野
三保川
町立横浜中学校
この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の電子地図（タイル）を複製したものである【承認番号平29東複第33号】

青森県踏切道改良協議会合同会議　協議対象箇所

踏切道		鉄道		道路		該当する指定基準 （踏切道改良促進法施行規則）				
名称	位置	事業者	線名	種別	路線名					
中道	青森県八戸市大字鮫町字中道	東日本旅客鉄道(株)	八戸線	主要地方道	八戸階上線	第2条第8号	－	－	－	－
河原道	青森県八戸市大字尻内町字中崎	青森県 （青い森鉄道（株））	青い森鉄道線	市道	八戸駅正法寺線	第2条第8号	－	－	－	－
伊勢村	青森県つがる市柏稲盛雲雀野	東日本旅客鉄道(株)	五能線	市道	稲盛芦沼線	第2条第8号	－	－	－	－
泊街道	青森県上北郡横浜町字舘ノ後	東日本旅客鉄道(株)	大湊線	町道	町道新町旭町線	第2条第8号	－	－	－	－

踏切道改良促進法施行規則（抄）

（踏切道指定基準）

第二条　踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の規定により改良すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

一　一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの

二　一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの

三　一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの

四　踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの

イ　踏切道に接続する道路の車道の幅員が五・五メートル以上のもの

ロ　踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のもの

ハ　踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上（踏切道が通学路である場合には、五百以上）のもの

ニ　踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が百以上（踏切道が通学路である場合には、四十以上）のもの

五　踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの

イ　踏切道の幅員が五・五メートル未満のもの

ロ　踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が二メートル以上のもの

ハ　前号ハ及びニに該当するもの

六　踏切道を通過する列車の速度が百二十キロメートル毎時以上のものであって次のいずれかに該当するもの

イ　踏切遮断機が設置されていないもの

ロ　踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が通行できるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

七　直近五年間において二回以上の事故が発生したもの

八　通学路であるものであって幼児、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの

九　付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者又は障害者の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十　前各号に掲げるもののほか、踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるもの